

中核的労働要求事項に対する方針声明

当社は、従業員がその才能を最大限に発揮するために、尊厳と敬意をもって人材を扱うことに努めます。全従業員に安全で健康的な職場を確保し、すべての職場において適用される規則に準拠させます。

1. 児童労働の禁止

法令の定める雇用最低年齢に満たない児童の就労はさせません。

2. 強制労働の排除

いかなる就業形態においても、不当な労働を強制しません。

3. 雇用および職業における差別の撤廃

基本的人権を尊重し、国籍・人種・性別・宗教・疾病・障害などによる差別、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなど人権を無視する行為を行いません。

4. 結社の自由および団体交渉権の尊重

団体交渉に参加する権利並びに結社の自由を尊重します。